

生徒心得

本校生徒として実りある高校生活を送るための指針を次にあげる。

1 学校生活について

- (1) 始業に遅刻しないことをはじめ、全てにおいて時間や期限を守り行動する。
- (2) 学校の指導全てを尊重し、真摯な態度で取り組む。
- (3) 始業から放課まで外出をしない。
- (4) 質素、清潔を旨とした服装、頭髪に心がける。
- (5) 集団生活では、自他の立場を理解し、他を尊重する態度で発言し、行動する。
- (6) 職員や来訪者に対し、また生徒相互においても進んで挨拶をし、礼儀を尽くす。
- (7) 常に学習環境の整備、美化に努める。公共の設備、物品は大切に使用する。
- (8) 所持品には記名し、管理する。貴重品や多額の現金など、学習に不必要なものを持参しない。やむを得ず現金を持参した場合はロッカーを使用するか、学級担任に管理を依頼する。
- (9) 生徒相互で金品の貸借をしない。
- (10) 携帯電話などの通信機器を校内で使用しない。

2 日常生活について

- (1) 社会における法規に反する全ての行為をしない。また、それらの行為に関与しない。関与した場合は速やかに学校に報告する。
- (2) 保護者の許可を得ずに夜間外出や外泊をしない。

- (3) 酒類の提供を主とする飲食店、パチンコ店などの遊興施設、風俗店など、不適切な施設には立ち入らない。
- (4) 海や河川など、野外での危険箇所には近づかない。
- (5) 特別な事情により申し出があった場合、アルバイトを許可する。ただし、必ず事前に申請する。
- (6) 政治的活動を行う場合は、関係する法律の遵守とともに、本校生徒としての自覚と責任を持って行うこと。

3 届出・許可申請

次の場合には届出または許可申請をする。

- (1) 欠席・欠課・公欠・忌引・遅刻・早退・授業中の外出をする場合。当日の欠席、遅刻などの届出は原則として保護者が行う。
- (2) アルバイト就業を希望する場合。
- (3) 自転車による通学を希望する場合。
- (4) 原付バイクの免許取得を希望する場合および免許を取得した場合。
- (5) 原付バイクによる通学を希望する場合。
- (6) 普通自動車の免許取得のため自動車学校入校を希望する場合および免許を取得した場合。
- (7) 下宿等を希望する場合。
- (8) 休業日に校舎・校具の使用を希望する場合。
- (9) 校内外での集会、ポスター等の掲示、ビラの配布、出版、署名、募金などの活動を希望する場合。

4 服装規定

本校生徒の容姿が質素、清潔を旨とし、端正で品位あるものとなるよう規定を設ける。

服装

男子制服

- (1) 指定のブレザー、スラックス、ネクタイ、「T」のイニシャル入りシャツまたは白無地のシャツを着用する。
- (2) 上記よりブレザーを除いたものを夏季略装としネクタイの着用は強制しない。

女子制服

- (3) 指定のブレザー、スカートまたはスラックス、リボン、「T」のイニシャル入りブラウスまたは白無地のブラウスを着用する。
- (4) 上記よりブレザーを除いたものを夏季略装としリボンの着用は強制しない。

男女共通

- (5) 学校指定のベストは通年着用できる。
- (6) ブレザーの下に着用するニット類の色は紺か黒に限る。袖丈や裾が長過ぎてブレザーからはみ出るものは着用しない。
- (7) 制服の変形加工をしない。
- (8) 制服は端正に着用する。変則的な着かたをしない。
- (9) 防寒衣は品位あるものを着用する。
- (10) 登下校時にはサンダル等ではなく、靴を着用する。校内では指定靴を着用する。潰し履きをしない。

頭髪・化粧・装飾品

- (11) 頭髪にはパーマ、染色、脱色、エクステンションなどの加工をしない。髪型についても、過度な延伸、奇抜な刈り上げなど、品位と清潔感に欠けるものにしない。
- (12) 化粧やマニキュアなど装飾をしない。
- (13) 指輪、ネックレス、ピアス、カラーコンタクトなど、

装飾品を着用しない。

5 交通規定

本校生徒が交通法規の遵守とマナーの向上に努め、通学時は勿論のこと、常に自他の安全を保持できるよう規定を設ける。

運転免許取得について

(1) 原動機付自転車（以下原付バイク）

- ・ 1 学年の夏季休業以降に取得する。
- ・ 受験前に必ず許可を申請する。
- ・ 免許取得後は速やかに学校に報告する。

(2) 自動二輪車（50cc 超）

いかなる理由があっても取得できない。

(3) 普通自動車

- ・ 3 学年の 2 学期中間考査終了以降、教習を開始する。
- ・ 教習所入校前に必ず許可を申請する。
- ・ 免許取得後は速やかに学校に報告する。
- ・ 免許取得後も、保護者が同乗しない限り運転しない。

(4) 免許取得に係わる受験、教習のために課業を欠かない。

また、考査 1 週間前から考査終了までは教習を中断する。

(5) 普通自動車を通学に使用しない。

原付バイク通学について

(6) 事前に許可を申請する。許可される条件は次のとおりとする。

- ・ 1 学年 8 月 1 日以降。
- ・ 公共交通機関（鉄道やバス等）での通学が困難である。

- ・自宅から学校または最寄りの駅や停留所までの距離が5 km以上、18 km未満である。
- ・特別な理由（部活動で帰宅が遅くなるなど）がある。（その場合は担当職員を通じて学級担任に申請する。）
- ・ジェット型またはフルフェイス型ヘルメットを着用する。
- ・学校が主催するバイク実技講習会に必ず参加する。
- ・自賠償保険、任意保険に加入する。

(7) 使用する車両には学校指定のステッカーを貼付する。

自転車通学について

(8) 必ず許可を申請し、学校の登録番号ステッカーを後輪の泥除けなど見やすい箇所に貼付する。

(9) 防犯登録ステッカーが貼付された車両を使用する。

その他

(10) 車両の安全点検を欠かさず、不備がある状態では使用しない。

(11) 車両の管理には注意し、盗難などの被害を防止する。

(12) 冬季は原付バイク、自転車で通学しない。

(13) 交通法規、交通道德に反する行為をしない。交通事故（加害・被害とも）、交通違反などに関与した場合は速やかに学校に報告する。

(14) 事故による賠償責任保険に加入していることが望ましい。